

かえトクプログラム規約

第1条(本規約の適用)

KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社(以下併せて「当社」といいます。)は、このかえトクプログラム規約(以下「本規約」といいます。)に基づき、かえトクプログラム(以下「本プログラム」といいます。)を提供します。

- 2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社のau(LTE)通信サービス契約約款、個別信用購入あっせん契約約款又は個品割賦販売契約約款(以下個別信用購入あっせん契約約款と個品割賦販売契約約款を併せて「割賦約款」といいます。)に定めるところによります。
- 3 当社は、民法の定めに従い、本規約を変更することができます。この場合、本プログラムの提供条件は変更後の本規約によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとしします。
- 4 本規約本文のほか、当社が定める本プログラムの利用に関する諸規程(ご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。)は、本規約の一部を構成するものとしします。
- 5 本規約本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程が優先して適用されるものとしします。

第2条(プログラムの概要)

本プログラムは、当社所定の移動無線装置(当社所定のホームページに定めるものをいいます。以下同じとしします。)を割賦約款に基づく分割払いの契約(残価設定方式によるもの)に限ります。以下「分割支払契約」といいます。)によって購入した者(以下「購入者」といいます。)に対して、次の各号に定める事項を提供すること等を内容としします。

- (1) 分割支払契約より購入した移動無線装置(以下「特定移動無線装置」といいます。)を当社所定の店舗で新たな移動無線装置に買い替えること(以下「端末買替」といいます。)及び当社が特定移動無線装置の下取りをすることを条件に、特定移動無線装置に係る残りの分割支払金及び賦払金(総称して以下「分割支払金等」といいます。)のうち最終の支払回(その特典申込みが第8条による支払の延長後に受け付けたものである場合は、その特典申込みがあった料金月以降としします。)に支払うべきもの(以下「分割支払残額」といいます。)と特定移動無線装置の売買代金債権とを相殺する特典(以下「買替特典」といいます。)を提供すること
- (2) 特定移動無線装置について、当社による買い取りを行うこと
- (3) 購入者が所定の条件を満たす場合に、特定移動無線装置に係る最終の支払回における分割支払金等についてその支払回数を延長すること

第3条(本プログラムの適用)

購入者は、分割支払契約を締結することにより、本プログラムの適用を受けるための契約(以下「本件契約」といいます。)を締結したこととなります。

第4条(プログラム料)

本プログラムの月額利用料は無料とします。

第5条(買替特典申込み)

本プログラムの適用を受けた購入者(以下「プログラム契約者」といいます。)は、端末買替に際して当社が別に定める方法で当社に対し買替特典の利用の申出(以下「特典申込み」といいます。)を行うことができるものとし、当社は、プログラム契約者からの特典申込みを受け付けるものとし、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、プログラム契約者からの特典申込みを受け付けないものとし、

- (1) 特定移動無線装置について、その特典申込みの際に、当社への引き渡しが行われな
- き。
- (2) 特定移動無線装置が、故障、改造等により、当社が別に定める基準を満たさないとき。
- (3) 分割支払契約に基づき支払うべき分割支払金等のうち11回目までの分割支払金等の全額を支払っていない場合
- (4) 特典申込みの時点で本件契約が終了しているとき。
- (5) プログラム契約者が、当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを怠っているとき。

2 当社は、特典申込みを受け付けたプログラム契約者が負担する分割支払残額と次条の定めに基づき下取りしたその特定移動無線装置の売買代金債権とを相殺すること等により、分割支払残額について一括で支払いがあったものとして取り扱います。なお、プログラム契約者は、特典申込の時期に関わらず、分割支払契約に係る最終の支払回の前回以前の支払回における分割支払金(当社が譲渡、信託その他の処分をした分割支払金等に係る債権を含みます。)について、特定移動無線装置の売買代金債権との相殺を求めることはできないものとし、

3 第1項第2号の定めにかかわらず、プログラム契約者が故障時利用料として22,000円(不課税)(プログラム契約者が加入しているサービス及び特定移動無線装置の故障の状態が次項に該当する場合は、次項に定める金額とします。)を支払う場合、当社は、特典申込みの受付にあたり、その故障の状態を問わないものとし、ただし、分割支払残額が支払うべき故障時利用料の額に満たないときは、特典申込みを受付しないものとし、なお、故障時利用料の支払いの方法等については、当社のau(LTE)通信サービス契約約款の定めに基づいて取り扱うものとし、

4 プログラム契約者が加入しているサービス及び特定移動無線装置の故障の状態に応じてプログラム契約者が支払うべき故障時利用料は、下表の金額とします。

加入しているサービス	旧特定移動無線装置の	故障時利用料
------------	------------	--------

	故障の状態	(不課税)
当社の a u (L T E) 通信サービス契約約款に定める故障紛失サポート (L T E)	問わない	2,200 円

第6条(特定移動無線装置の引渡し及び下取り)

特典申込みに伴いプログラム契約者が当社又は当社の業務委託先等に引き渡した特定移動無線装置の所有権は、その引渡しを以って、当社に移転するものとします。

- 2 前項に基づく特定移動無線装置の当社への引渡しの後、その特定移動無線装置が前条第1項第2号に該当することが判明した場合、プログラム契約者は、前条第3項及び第4項に定める故障時利用料を支払うものとし、当社は、その特定移動無線装置を、分割支払残額（故障時利用料の支払いがあった場合は、その故障時利用料を差し引いた額とします。）で買取りします。
- 3 プログラム契約者は、特定移動無線装置の引渡しに先立ち、端末の位置検索機能の解除その他特定移動無線装置の種類に応じて当社所定の設定変更を行うものとします。
- 4 当社は、第2項に基づく故障時利用料が支払われない場合または前項に基づく設定変更が行われない場合、特典申込みの受付を取り消すことができるものとします。この場合、当社は、その特定移動無線装置をプログラム契約者に現状有姿で返却するとともに、前条に基づく買替特典の提供を取り止めることができるものとし、プログラム契約者は既に提供された買替特典があるときは、直ちにこれを当社に返還するものとします。
- 5 プログラム契約者は、特定移動無線装置の引渡しに先立ち、その特定移動無線装置に記録されたデータを消去するものとします。なお、万一、その消去なく特定移動無線装置の引渡しがあった場合、当社は、そのデータについて保存、返却その他何らの責任を負わないものとします。

第7条(特定移動無線装置の買取)

プログラム契約者は、分割支払契約に基づき支払うべき分割支払金等のうち11回目までの分割支払金等の全額を支払った場合(ただし、一括弁済の申し出による支払を除きます。)、端末買替をすることなく当社が別に定める方法で当社に対して特定移動無線装置の買取りを求めることができるものとし、当社は、当社所定の条件で特定移動無線装置を買取るものとします。ただし、プログラム契約者は、かかる買取りに基づき取得した当社宛の買取代金債権（その対価として受領するポイント等を含みます。）により、当社が譲渡、信託その他の処分をした分割支払金等に係る債権を相殺等で消滅させることはできないものとします。

第8条(支払の延長)

当社は、分割支払契約に基づく最終の支払回の分割支払金等に係る支払月の前月末時点で、第5条による特典申込みが行われておらず、かつ、プログラム契約者が以下の各号のいずれかに該当するときは、その分割支払契約に係る支払回数を当社所定の回数加算するとともに、支払期間を当社所定の期間延長します。

- (1) プログラム契約者が、当社が別に定める方法で当社所定の店舗において、支払回数
の延長の申出を行い、当社が、所定の審査の結果、その申出を承諾しているとき
 - (2) プログラム契約者が、当社のポイントプログラム利用規約に基づくステージ制において、
ゴールドステージ以上であるとき
 - (3) プログラム契約者が、LTE契約を締結しており、そのLTE契約と分割支払契約を同
一のau ID（当社のID利用規約に定めるものをいいます。）に紐づけているとき
- 2 前項により加算された支払回に係る分割支払金等の額は、最終の支払回に係る分割支払金等
を当社所定の方法で前項により加算された回数で分割した金額とします。

第9条(本件契約の終了)

本件契約は、当該特定移動無線装置に係る残りの分割支払金等がなくなった場合（一括弁済
の申出があった場合を含みます。）、自動的に終了するものとします。

第10条(損害賠償)

当社は、本プログラムの提供にあたり、当社の責めに帰すべき事由によりプログラム契約者
に損害を与えた場合、分割支払契約に係る各回(最終の支払回を除きます。)の支払額の平均額
を上限として当該損害を賠償します。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限
りではないものとします。

第11条(権利義務の譲渡禁止)

プログラム契約者は、本件契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保
に供してはならないものとします。

第12条(承継)

プログラム契約者について、契約上の地位の承継があった場合、当該承継の日を以って、本
件契約に基づく権利義務のすべてが当該承継を受けた者に承継されるものとします。

第13条(顧客情報の取扱い)

当社は、本プログラムの提供に関して取得した申込者及びプログラム契約者の情報について、
本プログラムの提供に必要な範囲で利用する他、当社が別に公開するプライバシーポリシーに
従って取り扱います。

第14条(合意管轄)

本プログラムに係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし
ます。

第15条(本プログラムに関する疑義等)

本規約の解釈や本プログラムの利用について疑義が生じ、又は本規約に定めがない事項が生

じた場合は、当社が決定する内容に従って処理するものとし、申込者及びプログラム契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

附則

(適用期日)

1 本規約は、2020年2月21日から適用します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、2020年4月1日から実施します。